

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第7期計画期間 第7回会議）議事録

日時：令和2年1月9日（木）18:00～

場所：市役所本庁舎2階第4委員会室

<出席者>

【委員】

板橋純子委員、木村昭憲委員、小坂浩之委員、斉藤誠一委員、
田口美之委員、土井勝幸委員、宮林幸江委員長、渡邊純一委員
以上8名、五十音順

【仙台市職員】

郷家保険高齢部長、中村介護保険課長、岩瀬介護事業支援課長、
松本地域包括ケア推進課長、熊谷介護保険課管理係長、高橋指定係長、佐藤居宅サービ
ス指導係長、伏見施設指導係長

<議事要旨>

1. 開会

報告(1)～(7)については公開、議事(1)、(2)について非公開 → 異議なし
議事(1)について、対象の事業所が1件追加となったことによる資料の追加を事務
局から説明(追加資料：資料8-1、参考資料8-4)

2. 報告

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、
看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助なし)、認知症対応型通所介護及び地域密
着型通所介護の募集結果について(資料1)
- (2) 認知症対応型共同生活介護事前協議事業者の選定結果について(資料2)
- (3) 小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護(建設費補助あり)の整備事業の応募
状況及び選定について(資料3)
- (4) 地域密着型サービス事業の廃止について(資料4)
- (5) 地域密着型サービス事業の指定事項変更について(資料5)
- (6) 他市町村の事業者の指定について(資料6)
- (7) 施設の整備状況について(資料7)(参考資料7)

宮林委員長：今の説明について、質問や意見はあるか。

斉藤委員：資料2、1事業者のみ選定に至らなかったようであるが、その理由は何か。

高橋係長：選定数の上限枠があるため、基礎審査やサービス内容の審査を行った結果の合計得点を出して、得点が高い事業者が順に選定された。選定に至らなかった事業者には欠格事由があったわけではない。

小坂委員：資料 2、第二中学校区は過去にうまくいかなかった経緯があるため、今度こそしっかりお願いしたい。前回うまくいかなかったのは(不動産の)契約の問題ということだったので、そういった問題がわかっていたら教えていただきたい。
資料 5、既存の建物がある事業所が定員を変更したようだが、増設したり、既存の部屋を 2 人部屋仕様にしたりなどの設備の変更はあったのか。

高橋係長：まず資料 2 について、開設予定地の土地の確保及び建物の権利関係、また法人の財務状況の健全性も確認し、おそらく土地の確保及び建築については心配ないだろうということは確認している。

資料 5 については、定員といっても登録の定員を変更したものである。日々受け入れる定員と別に設定が必要となる、「利用するために事前に登録しておく定員」を増員したものであるため、設備が何か変わったというのは特段ない。

木村委員：資料 4、廃止した件数がいつもと違い少なくてよかった。ただ、基準を教えるだけではなくて、経営の仕方を教えていかなければ。そういった研修を仙台市でやるか、事業者の団体でやるような研修への支援をしていくべきと考える。せっかく開設したのに人手不足で廃止、代替りの事業所を募集しても集まらないではいけないと思う。

田口委員：木村委員がいうような、役所が経営に関するバックアップをすることはしない。今回の報告資料で 10 名定員のところが 1 件廃止、10 名定員のところが新たに 3 件申出られたようだが、小規模の事業所は運営が難しい。M&A で売りに出されていても地域密着型通所介護事業所は買い手がつかない。

ほかの小規模自治体だと少数名定員では地域密着型通所介護の開設を認めないところも多い。いくら頑張ってもらっても先が見えないことが多いから個人的には指定しない方がいいのではとも思う。制度上は指定しないとけないようであるが。

木村委員：何から何までやるっていうところまでではないが、やりようがあるのでは。採算がとりやすいやり方はないのか。

郷家部長：介護保険は民間の方々のノウハウを活かしてサービスを提供してもらおうというものがあって、競争が働くことでお互いのサービスを高めてもらうという考え方の中でやっている。特定の事業者が、事業経営が厳しくなったといって役所が特別に介入するのは公平性の観点から難しい。そもそも、市役所の職員自体の経営に関するノウハウも、民間の方に比べ高いわけではない。

小規模事業所の運営が難しいというのは申請をいただいた段階からお話している。経営がうまくいくものもあるが、なかなか財政的な問題で行き詰まるといったこともある。廃止する事業所も発生するというのは制度の中で想定されているところであり、事業者間の切磋琢磨の中でサービスの質等の向上を図っていくということが介護保険制度の考え方であるということをご理解いただきたい

い。

木村委員：意見交換会のようなものはないのか。

斉藤委員：土井委員のやっている連絡協議会で何かやっていないのか。

郷家部長：事業者間でそういった団体を作り、情報交換をやっているところもあるようだ。ただ、最終的に団体に所属するかどうかという点についても事業者の判断である。そういったことも含めて事業者としてどういう運営をしていくか判断していただいているというところである。

木村委員：話はわかるが、最終的に困るのは仙台市民、またそれを支援する仙台市である。市民は将来安定した経営のできる施設がないとすると困ってしまう。仙台市としても開設廃止再募集といったサイクルを繰り返すことはコストが生じるということではないか。

土井委員：私も、宮城県の老人保健施設連絡会については、老人保健施設に関するものであるため、小規模事業所の経営に関するノウハウはない。ただ、小規模事業所を運営している若手経営者の間でも勉強会が開催されており、これについては小規模事業所をビジネスモデルとしてどう運営していくかといった部分がメインとなっている。私もこの勉強会に参加しているのであるが、若手経営者だけでなく、もっと参加者の裾野を広げようという話も出ているため、そういった中でノウハウを共有してやっていこうという流れではある。

斉藤委員：どの業界でも、情報交換しながら経営に関する問題についても考える研修会をやっている。それと同じ問題なのでは。そういう組織がないなら作ってやるなり、先進地がないものか。よその府県とか。

木村委員：効率のいい介護の仕方を共有するというか。事業所間の相互研修などを行えないか。開設しても、数年たったら廃業するの繰り返しでは残念だなと思う。せっかく意思をもって取り組もうとした方が。

土井委員：田口委員がいうように、定員 10 人規模のデイサービスは非常に経営が厳しいと思う。若手経営者の方々の勉強会は、成功モデルを集めるのではなく、うまくいかなかった事由を集める会にしたいねという話をしている。

田口委員：私が所属している団体は在宅系の民間事業者の団体であるが、ある程度研修会としてマネジメントを教えることもあるが、個別の企業の支援はしない。ノウハウを持っている会社がのれん料をとって開設するパターンが小規模デイサービスでは結構多いが、こののれん料が高いし、途中で解約したらものすごいキャンセル料をとる。郷家部長の話にもあったが、介護保険制度の仕組みとしては、つぶれたところは市場から評価されなかったんだというスキーム。措置の時代であれば話は違うが、介護保険になった今は役所は経営に関する支援はやらない。市場が評価するかしないかは各事業者さんの力量にゆだねられている。

木村委員：いい経営のケース、悪い経営のケースをまとめていかないと、ノウハウが積みあがっていかない。ノウハウを積み上げはぜひ事業者団体にやっていってほしいと思う。

宮林委員長：日本は短い期間で超高齢化社会になってしまったので世界が日本の動向に注

目している。仙台市は力を入れている方だと思うけど、公共事業でできる部分は限界がある。スウェーデンやアメリカとかだと、福祉施設がない区域は自分たちがやるんだという意識が強い。日本ではまだそういう意識は育っていないように感じる。市民も立ち上がって、住みよい場所にする責任があるんだよっていうのを一言言いたい。日本人はなんでもお役所に頼んで、できなければ役所が悪いとなってしまうところは悪いところかなど。みんな頑張っていると思うが、違う突破口がなければだめだと思うところもある。

斉藤委員：10人スタートの場合は早急に規模拡大するよう言っていないと。どれほど大きい資産持っていてでもすぐ食いつぶしてしまうと思う。

廃止ということになれば、別法人が事業を引き継ぎ同じ場所で同じスタッフからサービスを受ける場合でも、利用者としては、今までと違う感覚を持つと思う。

木村委員：この中学校区に住みたいと思ってもらうには、施設だけでなく、地域住民のバックアップがあつてこそ。委員長がいていたように、地域住民の方が共同して、みんなで支えるバックグラウンドづくりができればいいと思う。

田口委員：昨年12月に、介護事業経営概況調査という調査を厚労省が実施している。この調査は制度改正前後の平成29年度と平成30年度との決算状況を比較しているのであるが、地域密着型通所介護の収支差は2.6パーセント。地域密着型通所介護の定員は最大18人だが、10人くらいの小規模だとマイナスになるかもしれない。通所介護は相当報酬下がったのであるが、こちらの収支差は3.3パーセントでかつかつ。このデータみてそれでもデイサービスを始めるというのはもう自己責任だと思う。

斉藤委員：各地区にある空き家を提供して、認知症の方に共同して生活してもらえらる場を地区が提供するなどで民間の協力が可能では。家賃や土地売買のコストもダウンすると思う。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定について（資料8）（参考資料8-1から8-4）

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

土井委員：資料8-1、定員8名とあるが、午前午後に分けて実施するため、実質1日で16名を受け入れる効率のいい運営ということを念頭において議論いただいた方がいいと思う。こういう短時間型のパターンで儲かるケースがあるようだ。うまくいけばよいが。

田口委員：受け入れ員数は倍かもしれないが、前回の報酬改定で、短時間の提供はかなり報酬単価が下がった。それで廃業になった事業所も多い。

国も、意図的に大きい法人だけ残ればいいという認識をもってやっているのかも。新規開設しても、結果的に淘汰されてしまうので実質、デイサービスの総

数はそんなに変わっていないように思う。

木村委員：利用者にとって、半日でしか利用できないことはいいのだろうか。日中ずっと利用したいのでは。

土井委員：個別的な機能訓練だけをしたいという方は2号被保険者には多く、そういったニーズに合わせているのかと思う。実際そのケースで実施した時に経営的に安泰かという決して私はそうは思わないが。

田口委員：整骨院が多くやるパターン。医療保険だと送迎はサービス内容に入らないが、介護保険のデイサービスは送迎もサービスに包含されているから。うまくいけばいいが。

斉藤委員：週4日での運営か。祝日がある週だと、3日しか運営しないのか。

田口委員：週4日はもったいない気がするが、職員の数が少ないから。案外合理的かも。

土井委員：私たちの仲間でも起業してこういう形でやっているところはあるが、つぶれる事業所も多い。うまくいくところは裾野を広げていっているようだが、ぼくちに近い感じ。今はただ機能訓練で体動かせばいい時代でなく、日常生活のなかでどううまく使っていただくか、そこからのコーディネートが前提でないとデイサービスの意味がないので。

板橋委員：参考資料8-1、資料内におむつ代の利用者負担額が記載されているが、通所介護の場合、おむつ代は利用者が負担するのか。

高橋係長：日常生活上必要となる経費は徴収できる。もちろん事業所が購入したものを使う場合に限るが、利用者から徴収しても問題はない。

(2) 地域密着型サービス事業者の指定更新について(資料9)(参考資料9)

事務局より説明

宮林委員長：ただいまの説明について何か質問はあるか。

(意見は特になし)

宮林委員長：これらの事業所の指定を更新してよろしいか。

⇒異議なし。

4. その他

宮林委員長：その他、委員から質問や意見はあるか。

斉藤委員：前回の委員会で質問した災害時要援護者登録制度について、要援護者登録数と、そのうち要介護・要支援認定を受けている方の数について事務局から資料の送付があった。しかし質問したのは、ただ単なる登録者数ではなく、登録者数に対する支援者の数の割合である。総務省から、援護が必要な方に対して何人の支援者をつけることといった通達が来ているはず。この通達に基づいた要介護者一人当たりに必要な支援者数の充足率はどうかという確認をしてほしいという話をしたつもりだったが。

郷家部長：趣旨をはき違えていて失礼した。直接担当している部署ではないため、そうい

うデータがあるかも含めて、関係課に確認しながら、連携して回答の連絡をしたい。

田口委員：私も援護者登録数と真に必要な方の乖離について質問したが、いただいたデータから、支援が本当に必要な人は登録数の1/3ということは確認できた。あまり裾野を広げすぎるのでなく、本当に必要な人に絞ったほうがいいのでは。

斉藤委員：要援護者登録制度に関しては介護保険の担当部署が直接所管しているわけではないのかもしれないが、災害時への福祉施設に要援護者を移送可能か、また施設において受け入れ可能かという観点では介護保険を所管している介護事業支援課にも関連するところであり、制度の所管課とも連携して行ってほしい。

宮林委員長：最後に事務局から何かあるか。

次回開催について、事務局より説明

5. 閉会